

令和5年度

第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会  
会議録

令和5年11月29日 開会

令和5年11月29日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議事日程第1号

令和5年11月29日(水)  
午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第4 議案第6号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件  
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番 伊禮悟 議員	8番 屋富祖功 議員
2番 上地崇 議員	9番 伊佐哲雄 議員
3番 栄野比和光 議員	10番 棚原明 議員
4番 喜友名秀樹 議員	11番 又吉亮 議員
5番 桑江直哉 議員	12番 宮城政司 議員
6番 小谷良博 議員	13番 高安克成 議員
7番 町田裕介 議員	14番 照屋正治 議員

説明のため出席した者の職、氏名

管理者 桑江朝千夫	総務課長 天貝壽也
副管理者 松川正則	総務課主幹 辺土名俊明
事務局長 山城満	業務第二課長 町田洋人
次長兼業務第一課長 宮里学	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長 大城和佳	総務課主査 岡本昂之
-----------	------------

○栄野比和光 議長

皆さんおはようございます、それでは議会に入ります。

ただ今より、令和5年度第3回倉浜衛生施設組合議会(臨時会)を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。全員参加でございます。

定足数に達しております。会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

議員の皆さん、おはようございます。

令和5年度 第3回倉浜衛生施設組合議会 臨時会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、議会前の大変お忙しい中、臨時会を招集しましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。冒頭、議案書の間違ひがあり、訂正、修正をさせていただきます。不手際をお詫び申し上げます。さて、今臨時会に上程しております、案件につきましては、

『議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例』と、『議案第6号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)』の2件となっております。案件の内容につきましては、事務局の方から、ご説明させていただきます。

なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において町田裕介議員、屋富祖功議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月29日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月29日の1日間と決定いたします。

次に日程第3に入る前に令和5年11月25日開催の議会全員協議会において、宮城 政司議員より資料要求がございました。

本件に関し、議案説明資料追加をお手元に配布してございますので、ご確認をお願いいたします。

日程第3、議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

#### ○山城満 事務局長

議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由でございます。

沖縄県人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

第1条の規定は、令和5年4月1日から施行する内容となっております。

職員と再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給割合の改定については、再任用職員以外の職員は、支給割合の合計が現行の4.4月分から4.5月分へ0.1月分を増改定とし、再任用職員については、現行の2.3月分から2.35月分へ0.05月分を増改定を行います。

これに伴いまして、第11条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。再任用職員の期末手当の改定となっております。

第11条の4第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。これは職員と再任用職員の勤勉手当の改定となっております。

続いて、別表第2第4条関係、これが行政職給料表となっております。このページから最後から2枚目までがこの給料表となっておりますので、ご参照ください。

給料表につきましては、初任給と若年層に重点を置いて、引き上げ改定となっており、職員及び再任用職員とも、1級から8級までの改定となっております。

この給料表の規定の施行期日としては、令和5年4月1日から適用することとしております。

続きまして、最後から2枚目のページをお開きください。

第2条の規定については、令和6年4月1日から施行する内容となっております。

第11条第3項中の「100分の70」を「100分の68.75」に改める。これは再任用職員の期末手当の改定となっております。

続きまして、第11条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。これは職員と再任用職員の勤勉手当の改

定となっております。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第6号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第6号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年11月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,015万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億62万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

続きまして、2ページと3ページを併せてご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の2ページが歳入、3ページが歳出でございます。

歳入、歳出とも合計欄をご覧ください。

補正前の額が34億8,047万円、補正額6億2,015万4,000円の増、補正後の額41億62万4,000円でございます。

2ページの歳入補正額の内訳ですが、3款1項国庫補助金の補正額3億1,000万円の増、5款1項基金繰入金の補正額が15万4,000円の増、8款1項組合債の補正額3億1,000万円の増となっております。

3ページをお開きください。

歳出の補正額の内訳です。2款1項総務管理費の補正額85万1,000円の増、3款1項清掃費の補正額6億1,930万3,000円の増となっております。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

事業名、熱回収施設基幹的設備改造工事、金額6億2,000万円となっております。熱回収施設においては、平成22年度の稼働開始から14年が経過し、各種機器の更新が必要な時期となってきていることから、各機器において、順次、大規模な改造工事を進めていきたいと考えております。

そして、当該工事の財源として、これまで沖縄県等の交付金等が活用が出来ないか、調整を重ねた結果、循環型社会形成推進交付金の活用が目途が出来たため、本臨時会で補正予算を計上させてもらっているところであります。

そして、繰越の理由でございますが、当該工事の工期として約1年を要することから今回予算を繰り越して事業を実施したいと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正でございます。

計量業務委託、期間が令和5年度から令和6年度まで、限度額が388万8,000円。こちらは令和6年度より計量業務を外部委託することとしております。そのため、令和6年の3月までに

契約し、令和6年4月1日から業務委託をスタートさせたいと思い追加しております。

6ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございます。

起債の目的のうち、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に加え、熱回収施設基幹的設備改造工事を追加しております。

補正後の限度額は3億1,000万円で、なお、起債の方法や利率、償還の方法につきまして変更はございません。

次のページをお願いいたします。

補正予算(第3号)に関する説明書の中から主なものを説明させていただきます。

説明書の3ページをお開きください。歳入となっております。

3款1項1目衛生費国庫補助金の補正額3億1,000万円の増につきましては、熱回収施設基幹的設備改造事業に充当する国庫補助金、循環型社会形成推進交付金で、補助率は5割となっております。

4ページをお開きください。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額15万4,000円の増につきましては沖縄県人事委員会勧告にかかる歳出補正の増減に伴い、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

5ページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債の補正額3億1,000万円の増につきましては、熱回収施設基幹的設備改造事業に充当する起債となっております。

次に、6ページをお開きください。こちらから歳出となっております。

2款1項1目一般管理費の補正額は85万1,000円の増となっております。2節給料から4節共済費の増につきましては、沖縄県人事委員会勧告による改正に伴うものとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

3款1項1目から4目までの各目のうち、2節給料から4節共済費における人件費については、沖縄県人事委員会勧告に伴う改正となっております。

そして1目の塵芥処理場費(熱回収施設)の2節給料と4節共済費において減額補正となっておりますが、こちらは、職員の2名の退職に伴う減でございます。

また、同目の14節工事請負費の補正額6億2,000万円の増につきましては、熱回収施設基幹的設備改造工事に伴うものでございます。

そして、この改造工事でございますが、更新工事を予定している機器については、まずダイオキシン類の除去を行うための触媒脱硝装置と飛灰中の重金属を安定させる溶融飛灰処理装置、そして焼却施設の運転管理等を行うITV装置を予定しており、全て設備機器を取り替える工事となっております。

今回のような施設の延命化を図るための各機器の更新については、可能な限り交付金を活用しながら、また、ごみ受け入れに影響が出ないよう継続的に実施していきたいというふうに考えております。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

**○栄野比和光 議長**

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

4番 喜友名秀樹議員。

**○喜友名秀樹議員**

おはようございます。令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算説明書の7ページ、3款1項1目14節の工事請負費の6億2,000万円についてご質疑をさせていただきたいと思っております。

この請負費については、勉強会でもご質疑がありましたが、確認、再度質疑させていただきたいと思っております。まず、最初に6億2,000万円についてですが、契約が予定されている企業等のお話出来るのであれば企業名、それから見積りをとっていると思っておりますが、まず、契約内容とそして見積りは何社とられたのかまでご質疑したいと思っております。よろしく願いいたします。

**○栄野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

**○宮里学 次長兼業務第一課長**

喜友名秀樹議員の質疑にお答えします。まず、契約方法から説明したいと思っております。熱回収施設の建設時の発注方式として性能発注を行ってございます。プラントメーカーの有する、技術や管理能力など、積極的に活用されているため、建設したプラントメーカーでなければ、改造工事を行えないだろう、建設したプラントメーカーで、荏原環境プラントと随意契約を行う予定でございます。

見積りに関しては、1社見積りとなっております。よろしく願いいたします。

**○栄野比和光 議長**

喜友名秀樹議員。

**○喜友名秀樹議員**

ありがとうございます。本来であれば、随意契約、2社以上ですね見積りを取られてから、契約に移るはずではあるのですが、今のご説明では、建設したプラントメーカーでないと出来ないようなお話でありました。

しかしですね、本議会においてこの6億2,000万円の金額の妥当性が非常に議会では分かりづらいです。じゃ、荏原さんということでしたけれども、荏原さんが出した金額、どのようにして、査定をしていくのかということのところなのですが、この辺の事務局の手続きはですね、例えば



荏原さんが10億円と言ったら10億円なのか。他者の施設、そういったところと類似施設があったのかですね、若しくは当初建設した時の概算を含めて、やられたのかというところが、非常に分かりにくい、そういったところは是非、説明をお聞かせいただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○**荏野比和光 議長**

山城 事務局長。

○**山城満 事務局長**

ただ今の質疑につきましては、1社などの見積りに対してどういうふうはこの妥当性、査定を行っていくかというご質疑だったかと思ひます。

見積価格等の妥当性の確認の手法については、まずは、県内ごみ処理場施設の類似工事などを参照にしていくこと。また、建設当初の契約金額から物価上昇率を考慮した価格なども参考にさせていただきたいと思ひています。

また、廃棄物処理施設整備事業においては、全国的に規模別に公表されている契約金額というものがあります。

そういった様々なほかの事例を参考にしながら多角的に見積価格の査定を行った上で、更にこれは全国都市清掃会議という社団法人がござひます。そちらについては、廃棄物処理場にかかる実態調査や自治体の技術的指導を行っている法人でありますけれども、そちらの団体、組織、協会のほうにも技術的な助言指導の下、適切な価格設定を行うように努めて参りたいというふうにお願ひしております。

○**荏野比和光 議長**

喜友名秀樹議員。

○**喜友名秀樹議員**

ありがとうございます。全国都市清掃会議等から助言をいただいているということではあるのですが、1社からの先程も申し上げましたけれども、1社からの見積りでのこの6億2,000万円、妥当性が非常に分かりにくいというところで、本来であれば内部より外部等の機関等はこの金額のですね、妥当性を求める必要もあるのかなと思ひます。

しかしながら、現状、今の流れからすると内部で外部からの助言をいただきながらやっていくということでしたので、本員としてはこの議会において、6億2,000万円の妥当性、6億2,000万円は、こうだよねとはしにくいところはあるのですが、1社しか出来ない。荏原さんしか出来ないというところはあるので、当局にお願ひも含めての要望を含めての最後の質疑なのですが、このチェック機関というか、チェックのやり方ですね、今一度普通の随意契約ではないと思うんですよ、この清掃組合の場合は1社ですからね。そこをしっかりと強くやる必要がどのようにして決めていくかというのを最終的に先程申したように、外部からどの部分は見てもらうとかですね、議会に説明出来るようなものを、今後作っていく必要があると思ひますけれども、この辺、当局の見解を伺って終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

今、喜友名議員のご指摘の査定、1社随意契約に対しての見積査定、確認手法については大変重要なことだと考えております。

また、今後の少しスケジュールを合わせて説明させていただきたいと思っています。まず、本議会でも補正予算を認められた後ではございますが、契約事務手続きをして、見積価格を基に工事設計書を作成することになります。

その中で見積価格の妥当性を先程説明したとおり、多角的に比較し、更に全国都市清掃会議などから専門的な指導助言を受けた、そういった内容を根拠資料として、しっかりその資料をまとめ、工事設計書の中に添付させていただきまして、組合内でしっかりと審議決裁を行った上で、今後契約に向けた手続きを取らせていきたいと思っています。

また、そのあとではございますが、今回の契約については、仮契約を締結したあとに、またこの倉浜議会にて工事請負契約締結の議案を上程させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

屋富祖功議員。

○8番 屋富祖功議員

よろしく申し上げます。当議案について質疑させていただきます。今喜友名議員からもありましたけれども、まず、私のほうからも契約のあり方とですね、この工事費6億2,000万円という金額ですけれども、まず、窒素酸化物ダイオキシン類の除去を行う装置、それから飛灰中の重金属を安定させる装置、焼却施設の運転管理等を行う監視装置とあります。今回、6億2,000万円の中で人件費、工事費を除いて、この施設設備の金額をまず教えてください。先程、妥当性のところから我々はその機械がどこまでそのものなのかというのも全く分からないわけでありまして。まず、その機械の金額が分かればお願いします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

屋富祖議員の質疑にお答えいたします。あの先程契約の事務手続きの話しをさせていただきました。本臨時会で補正予算を上程させていただきまして、この予算が認められた後ではありますけれども、ここから契約の事務手続きとして工事設計書の見積りをいただいて、概算見積りはいただいておりますけれども、正式なところでの金額に対しては、これからしっかりと問うところでございます。その中でしっかりと見積価格の査定をさせていただき、その査定に関しての本格的な手続きについては、これからしっかりとやる手順ですので、現段階で

の見積価格というものは、あくまでも概算でしか出ていませんので、契約に向けての作業をこれから行う予定となっております。今の段階では、まだ、根拠資料としてお示しするまでの見積書は出て来てはございません。

○栄野比和光 議長

屋富祖功議員。

○8番 屋富祖功議員

いやいや今の説明だと、競争入札だったら分かりますよ。随意契約なのにこれ言えないというのはちょっと公表できないというのはおかしくない。これから仮契約するんですよね。その仮契約する中で我々議員としては、この設備の6億2,000万円のうち、この機械は幾らですと、機械は幾らですというのがだいたい分かれば、その機械はそんなにするんだねというのが把握出来るわけです。

競争しているんだったら、勿論これから入札するんだったら分かりますけど、今の時点で1社しかない、随意契約ですよ。それで現時点ではおっしゃることが出来ないというのはどうかと思いますけれども、出来なかつたら出来ないでいいです。

今後のことはいろいろと調べたいものもありますけど、説明会の中で今回導入する設備、15年経った。耐用年数が過ぎている。しかし、この3つの設備は壊れているわけではないです。壊れているわけではない。だけど交付金の絡みもあって、今回、取り替えるというような計画だと思うんですけれども、延命的な見解ではですね、なぜ、当局はこれ、壊れても3号機あるわけですよね。3号機の中で、1号機工事してもほかに支障が出ないと、そういう説明をしていますよね。だったら、使えるのは使ったほうが良いと本員は思っているわけです。

その辺はどういうふうに考えているか、ちょっと教えてください。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

今の質疑は何点かございましたけど、まずこの熱回収施設については、3炉、1炉103トン、全体で309トンあります。これについては日々修繕工事を行い、メンテナンス工事を行いながら進めるわけですけれども、2炉で全てが足りるということではなくて、3炉を修繕メンテナンスを行いながら、進めていくわけですので、1炉がもし無くなったとしても、フルで修繕なしでこれからずっと稼働させないといけないということになってしまうので、メンテナンスをしっかりとする上で100%の処理をしながら、ここ何十年も進めていくわけではございませんので、そういった修繕をしながら、メンテナンスをしながら3炉を動かしていきたいというふうに考えています。そういった中で我々にとって一番重要なのは予防保全、壊れてから直すということになると、その間受け入れに対して、町民、市民に対して受け入れが出来ないということにならないようにすることが、とても重要なことだと思っています。そのために、予防的に壊れる前に直していく。そういったことで延命化して、この施設を長い間稼働させていくということが、費

用対効果としても重要だと思っております。以上です。

○屋富祖功議員

議長、休憩をお願いします。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩(午前10時36分)

再開(午前10時41分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

屋富祖議員の質疑にお答えします。先程、現時点では出せないという説明でした。少し誤解があり、説明が足りなかったと思っています。しっかり今後、査定をして根拠資料を付けたものをもって仮契約をさせていただきます。その資料については、しっかりとお示し出来るものだと考えております。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

宮城政司議員。

○宮城政司議員

よろしく申し上げます。まず、資料作成ありがとうございました。同議案の歳入3ページです。3款1項1目衛生費は、安全とは思っていますが、この国庫補助を、3億1,000万円を得るために、金額を認めてもらうためには、妥当性を国に環境省に出していかないといけないですけれど、その時にこの概算見積りで説明をしてこの費用を認めていただいたということで合っていますか。先程の説明でいくとこれから詳細な見積りをしていくという。差額が出る、全く3億1,000万円がきれいに一致すると分からないですよ。差額が出ると思います。

そうした時に差額が出ればおそらく不用額が出ると返還する手続きが必要ないかなと思いますけど余りの部分は追加でいただけそうなのか、ここら辺の説明をお願いします。

すみません。この概算の見積で国庫補助は得られたということでいいですか。返納があった場合の対応はどうするかという2点教えてください。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

宮城議員のご質疑にお答えいたします。沖縄県と調整するときには、やはり概算の見積りを提出などして、説明を行ってまいりました。そういった中で県の中での配分もあるかと思いますが、3億1,000万円を今回補助として認めて目途が出来たというふうに考えております。

我々としては、今回構成市町からいただいておりますそのそういった負担金に、大きな影響が出ないように、今後も進めていきたいというふうに考えておまして、今回の事業費6億2,000万円の中で最大限の修繕が出来るようにこのプラントメーカーとも調整して、価格についても妥当性をしっかり出していって、最善の工事を進めていきたいと思っておりますので、今ご質疑の中でオーバーしたから取りに行くということではなくて、今回、認めていただいている範囲の中で最大限の修繕をしていくというふうに考えております。以上です。

○**栄野比和光 議長**

宮城政司議員。

○**宮城政司議員**

わかりましたありがとうございます。これは県との調整になったのですか。この3億1,000万円を決める時には、その時の沖縄県と調整したというふうに今おっしゃっていましたが、その際には、おっしゃったように概算の見積りは出せたんです。それを議会では今は正確じゃないから出せないという理解で合っていますか。この辺りもう少し補足していただければ少し理解できたのだと思います。

○**栄野比和光 議長**

山城 事務局長。

○**山城満 事務局長**

先程、屋富祖議員からの質疑があった中で、人件費と機械・機器を分けた詳細なという資料を求められたかと思えます。それについては、今のところ査定の中で明確になってないので、正式なものではないのでお示し出来ませんというふうに補足させていただきました。

そういった中で県との交渉の中では、あくまでも概算でこの機器を直したい考えでありますという、あくまでも一式の見積価格というところでしか提出が出来ておりませんので、先程の詳細の資料と県に出した資料というのは、かなり、中身が違うものになっているので出せないという、現時点ではお示しすることが出来ないという説明をさせていただいたところです。以上です。

○**栄野比和光 議長**

ほかに質疑はございませんか。

又吉亮議員。

○**又吉亮議員**

私のほうからはですね、工事請負費の6億2,000万円の財源について質疑させていただきます。先日の国庫支出金の部分の質疑させていただいたんですけど、この地方債のですね、循環型社会形成推進交付金でしたか、それを受ける事業の際は、この事業の50%が国庫支出で受けられる。残りの地方負担分に関しては、起債が出来るということであったんですけど、先日の全員協議会の中でも少しご説明をいただいたんですけど、起債充当率の90%であるところを今回は100%の起債とされているんですけど、その根拠をお示しいただけま

すか。お願いします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。廃棄物処理施設に関しましては、一般廃棄物処理事業債という枠を使って申請を行っておりますため、通常は補助事業であれば、事業費の90%というような形で出させてもらっています。ただ、今回のものが、国の補正予算等で行う事業については、事業費のほうから補助金事業費を除いた金額100%を地方債から資金調達出来る旨のほう、県のほうから伺っております。そのため、今回、事業費6億2,000万円のほうから循環型交付金3億1,000万円を除いた金額、地方債3億1,000万円を計上させてもらったところでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮議員。

○又吉亮議員

ありがとうございます。今の説明で充分納得できました。もう一つ確認したいことがですね、5ページなんですけど、この地方債は起債が100%というものは理解が出来たんですけど、この地方債をされる際に地方債の中のまた、割合があると思います。事業債と財対債、90%の場合は地方債が事業債が75%、財対債が15%という地方債の起債の割合が変わっているんですけど、この5ページを見たところ、事業債が100%になっているんですね、ここは財対債の適応はないのか。若しくは今回のこの国の補正によるところであれば、地方債は全て事業債として起債出来るものなのか、ご説明いただきたいです。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩(午前10時48分)

再開(午前10時55分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

失礼いたしました。県のほうに確認させていただきましたところ、現在、地方債が100%のところは決まっておりますが、先程議員からございました事業債、財対債の細かい割合については、これから決めるということで伺っているところでございます。以上でございます。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩(午前10時55分)

再開(午前10時56分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩(午前10時57分)

再開(午前10時57分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会(午前10時57分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 6 年 3 月 29 日

議 長

桑野 北和光

会議録署名議員

町田 裕介

会議録署名議員

屋富 祖 功